

青木平区会費細則

第1条 規約第7条に定める会費は、次のとおりとする。

(1) 会費は、会員の世帯毎とする。

(2) 会費は、月額 550 円とし、区に納入する。

会費 550 円の内、350 円は区一般運営費用に、200 円は区民館補修関係・防災関係費用に充当するものとし、夫々、分別会計とする。

(3) 賛助会員の取扱いと賛助会費の額については、役員会で決定する。

(4) 班費の取扱いについては、夫々の班で決定する。

第2条 この細則の変更は、規約第7条に基づき、総会の議決を要する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 18 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 11 日 青木平区通常総会 青木平区会費細則一部改訂について)

(施行期日)

1 この改訂は、平成 20 年 4 月 1 日に遡及する。